

卒業後の就職活動期間の延長

(平成28年12月13日 法務省通知 管在第7577)

規制改革の内容

特例措置前

日本の大学等を卒業した外国人留学生が、継続して就職活動を行う場合、滞在期間が卒業後最長1年に限定



特例措置

地方公共団体の支援によるインターンシップへの参加を含む就職活動を行う場合には、卒業後、2年目の滞在が可能に



効果

外国人留学生の国内企業への就職促進

規制改革の概要

外国人留学生の卒業後2年目の就職活動を可能に

外国人留学生の卒業後の就職活動

【在留資格「特定活動」による在留期間】



通常

1年

特例

1年

1年



特例措置

対象者



大学・専門学校等を卒業後2年目も継続して就職活動を行う者で、自治体支援事業によるインターンシップ等に参加する者

主な要件



- ・自治体が就職支援事業(6か月以上実施)を適切に運営・監督
- ・自治体による各種支援体制の整備、就職活動状況の定期確認
- ・インターンシップ受入れ企業に専門分野の外国人材の採用意思
- ・インターンシップ内容が専門的・技術的分野の在留資格に相当